

指定管理者制度は、公立病院を含む“公の施設”の管理運営を民間事業者等に委ねることを可能とする制度です

指定管理者制度とは

指定管理者制度とは・・・

目的は？

施設の管理運営に民間の能力を活用し、市民サービスの向上(サービスの内容、質等の改善、効率的な運営によるコストの削減等)を図ることを目的とし、

誰に？

民間事業者やNPO等、**個人を除く全ての団体を対象※**に、

何を？

地方自治体が設置する「**公の施設**」の管理運営を委ねることを可能とする

地方自治法上の制度です。

出所：松阪市指定管理者導入指針P3

【参考】公の施設の例 出所：松阪市指定管理者導入指針P4

体育施設	体育館 運動場 プール 等
教育・文化施設	博物館 美術館 図書館 文化会館 公民館 コミュニティセンター 等
社会福祉施設	老人福祉施設 児童福祉施設 保育園 等
公営企業	公立病院 上水道 下水道 等
その他	公園 道路 河川 学校 公営住宅 墓地 等

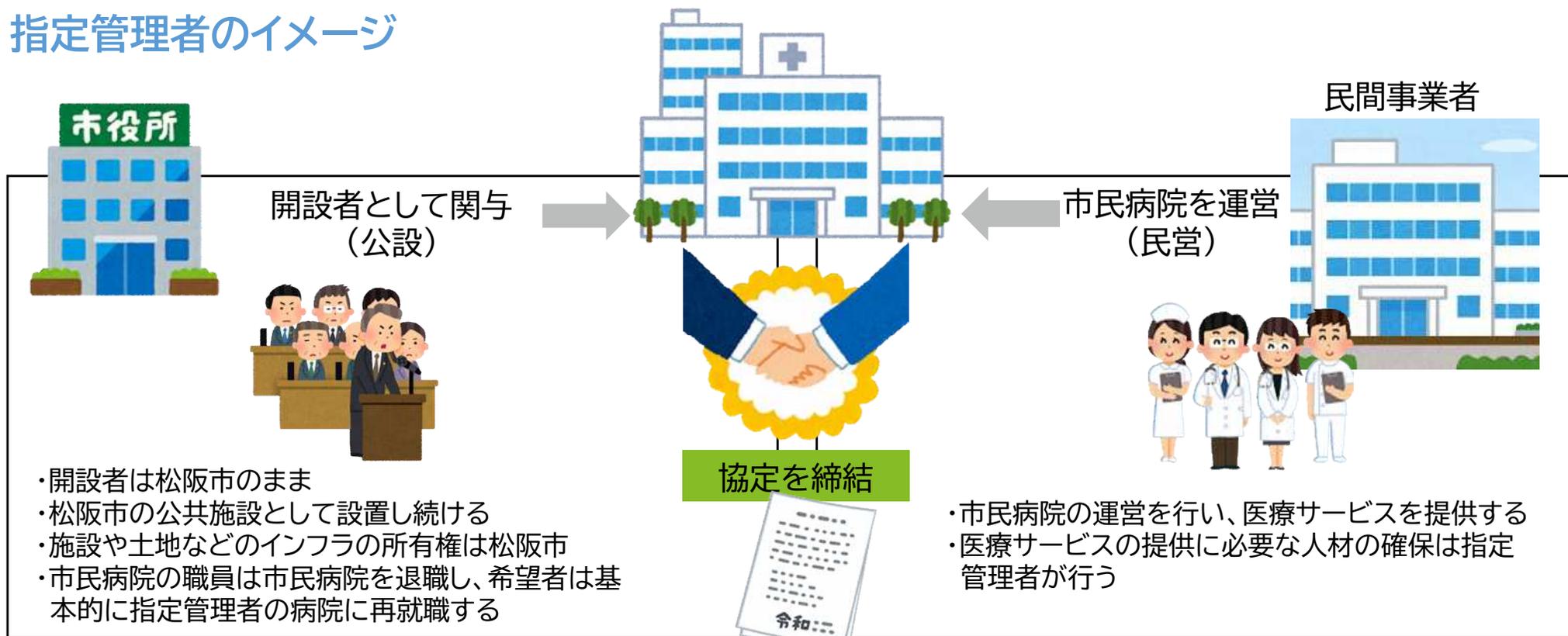
Q.公の施設とは？

→住民の福祉を増進する目的をもって
住民の利用に供するために
地方公共団体が設けた施設をさす

※病院事業の場合には、医療法において営利を目的とした法人は病院の開設許可が得られないため、営利目的の団体は対象外となります。

指定管理者制度は公共施設として存続しながら(公設)、その運営を民間事業者に任せる(民営)ことができる制度です

指定管理者のイメージ



三重県内での病院事業での活用事例

指定管理期間: R4年度~R13年度(10年間)
指定管理者: 公益社団法人 地域医療振興協会

